

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 川村 伸浩

1 日時

令和4年3月22日（火曜日）

午前10時1分開会、午後3時9分散会

（休憩 午前10時53分～午前10時59分、午前11時4分～午後1時1分、  
午後2時17分～午後2時19分）

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

川村伸浩委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、郷右近浩委員、柳村一委員、  
工藤勝子委員、米内紘正委員、ハクセル美穂子委員、高田一郎委員、上原康樹委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

藤平担当書記、鈴木担当書記、佐藤併任書記、岩淵併任書記、安藤併任書記

6 説明のため出席した者

佐藤農林水産部長、阿部技監兼漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、  
大畑副部長兼農林水産企画室長、藤代農政担当技監兼県産米戦略室長、  
千葉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、橋本林務担当技監、  
山口水産担当技監兼水産振興課総括課長、鈴木農林水産企画室企画課長、  
安齊農林水産企画室管理課長、中野団体指導課総括課長、  
佐藤特命参事兼指導検査課長、似内流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、  
中村農業振興課総括課長、小原農業普及技術課総括課長、佐々木農村建設課総括課長、  
佐々木農産園芸課総括課長、工藤農産園芸課水田農業課長、米谷畜産課総括課長、  
長谷川畜産課振興・衛生課長、阿部水産振興課漁業調整課長、  
佐藤漁港漁村課漁港課長、滝山競馬改革推進室長、佐藤県産米戦略室県産米戦略監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

議案第28号 岩手県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

(2) 請願陳情の審査

ア 受理番号第61号 令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請

願

イ 受理番号第63号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願

## 9 議事の内容

○川村伸浩委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

本日は、刈屋担当書記に代わり、藤平担当書記が出席しております。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第28号岩手県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木農村建設課総括課長 議案第28号岩手県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例案につきまして説明いたします。

議案(その3)の15ページをお開き願います。なお、条例案の内容については、お手元に配付している岩手県土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例案の説明資料により説明いたします。

1の改正の趣旨ですが、本条例は県が土地改良事業を実施する際に、受益者または土地改良区から応分の費用を分担金として徴収するための条例であり、分担金を徴収すべき事業を規定する別表から廃止された事業を除こうとするものであります。

次の条例案の内容ですが、別表に規定する事業のうち、廃止された新農業水利システム保全整備事業など、8事業を除こうとするものであります。具体的には、国庫補助事業が廃止され、かつ県の事業名としても使用しなくなった事業のうち、特別徴収金の規定の適用がなくなった事業を除こうとするものであります。

なお、特別徴収金とは、工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、事業施行地内の土地について目的外用途に供した場合等に、事業者から面積に応じた事業費の額を特別徴収金として徴収しようとするものであります。

3の施行期日ですが、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○川村伸浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。本日当委員会で審査する請願陳情のうち、受理番号第 61 号令和 4 年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願については、3 月 7 日付で木村幸弘議員及び上原康樹議員から議長宛てに紹介取り消しの申し入れがあった旨、議長から通知されておりますので、あらかじめ御了承願います。

なお、紹介議員の取り消しについては、最終日 3 月 25 日の本会議において議題とされる予定とのことでありますので、申し添えます。

それでは、請願陳情の審査に入ります。受理番号第 61 号令和 4 年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願及び受理番号第 63 号水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める請願、以上の 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○工藤水田農業課長 令和 4 年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願及び水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める請願について、お手元にお配りしております資料により御説明いたします。

まず、1 の水田活用の直接支払交付金についてですが、この交付金は水田機能を有する農地を対象に、主食用米から他作物への作付転換を支援するために措置されているもので、交付金は国から直接県内の生産者に交付されています。

次に、2 の見直しの趣旨等ですが、米の需要減少が続く中、主食用米から大豆や野菜など、定着性、収益性が高く、需要のある品目への転換を一層進めることを目的に見直しされたところです。

(1)の交付対象水田の扱いについてですが、交付対象水田の範囲の現行ルールを下の参考の欄に記載しております。交付対象水田の範囲は、平成 29 年度から実施要綱に明記されており、国はこの現行ルールを再徹底した上で、畑作物の生産が固定化している農地は畑地化を促す一方、水田機能を有しつつ、麦、大豆等の転換作物を生産する農地は、水稲と転換作物とのブロックローテーションを促す観点から、現場の課題を検証しつつ、今後 5 年間に一度も水張りをしない水稲の作付が行われない場合には交付対象としない方針としたところです。

2 ページをごらんください。(2)の支援内容についてです。まず、支援内容の見直し状況の表をごらんください。この表は、水田活用の直接支払交付金の支援内容と交付対象作物との対照表となっています。欄内の①から④については、その下の表の具体的な内容にある①から④の見直し内容に対応しています。空欄は、見直しがなかった部分であり、また斜線部分は支援の対象外となっている部分です。例えば麦、大豆について御説明しますと、空欄となっている戦略作物助成と産地交付金による支援内容の見直しはなく、④の記載がある高収益作物畑地化支援について今回見直しが行われているものです。都道府県連

携型助成については対象外であり、欄には斜線を引いているものです。①から④の記載のない作物、ホールクropp用稲、加工用米、野菜については、今回見直しは行われていません。

次に、下の表、具体的な内容をごらんください。この表には、今回見直しが行われた個々の内容を記載しており、左側が現行の内容、右側が今回見直しが行われた内容となっています。①の飼料用米等の複数年契約加算は、取り組み率が9割に達したことから廃止し、契約が継続される令和2年や令和3年からの分のみを対象に単価が見直しされています。

また、③の多年生牧草への支援は、これまでは播種の実施にかかわらず、一律10アール当たり3万5,000円とされていましたが、生産コストの差などを踏まえ、収穫のみを行う場合は1万円に見直しされました。

一方で、新と記載されている部分になりますが、①の欄にあります将来の需要増が見込まれる輸出用米等の新市場開拓用米の複数年契約加算や、②の計画的な地力増進作物による土づくりの取り組み支援が新設されています。

3の国の予算額と本県生産者への交付額ですが、国の令和元年度から4年度までの予算額を表に記載しており、令和4年度の予算額は令和3年度と同額の3,050億円となっています。本県生産者への交付額は、最新の公表値である令和2年度で約127億円となっています。説明は以上です。

○川村伸浩委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんでしょうか。

○米内紘正委員 それでは、受理番号第61号、第63号について、質問と意見を述べさせていただきます。

水田活用の直接支払交付金につきましては、予算特別委員会でも約10名ほど質問されて、かなり細かいところまで議論されておりましたので、まず最初に確認だけさせていただきます。確かに今回の水田活用の直接支払交付金の見直しに関しては、農家の方にはかなり大きな影響を与えるというところで議論が活発に行われたわけですけれども、現時点での県の見直しに対する方針、そして今国はどのように言っているかを確認させていただきたいと思えます。

○工藤水田農業課長 県としましては本会議と予算特別委員会できまざま議論をいただいたところですが、その中で申し上げてきたとおり、地域にはさまざまな課題と実情がございまして、実態にそぐわないもの、見直しの必要があるものもあると認識しており、そのような実情、課題を国に伝えていくということが一番重要と思っております。今回の見直しにつきましては、多くの生産者の方々が非常に困惑をされているということをお知らせさせていただいております。いずれにしても、県としましては営農が継続できるような対策とするよう、国に求めていく必要があるのではないかと考えています。

国の動きとしましては、今国会で議論をされているということもありますし、大臣の発言等も鑑みますと、かなり厳しい御発言もあったとは思いますが、その辺も含めまして、県としましては国には県の実情を伝えていくということで取り組んでまいります。

○米内紘正委員 まさに今回の予算特別委員会でも、地域の実情に合った制度としてほしいという意見が多かったと思います。全国一律の制度展開になってしまうと、土地利用型の農業では北海道なり東北なりの地域の実情がありますし、リンドウやアスパラガスなど5年以上ブロックローテーションがかかってしまう作物に対してもしっかり考えていく必要があります。国も5年間の中で現地の調査をするという回答もあり、いい機会ですので岩手県議会としてしっかり国に伝える必要があります

では、岩手県議会としてどう国に伝えていくのかということですが、63号の請願では、請願事項が水田活用の直接支払交付金の見直しを行わないことの1点になってしまっています。今2月定例会の議論を踏まえれば、61号のように、まず岩手県がこれからの農業をどう考えているかを丁寧に国に伝えて、水田が畑地として固定した場合であっても畑地化を支援し、農家の所得の向上を第一に捉え、根本的な問題の解決策を考えた上で、岩手県の在り方をしっかり国に訴えていく意見書を提出すべきだと思っています。

水田活用の直接支払交付金の制度自体が現ルールを再徹底するという事は、これまで徹底をされていなかったということで、徹底をされるといろいろ問題があるということ、そもそもこの水田活用の直接支払交付金の制度自体が問題があるということではないでしょうか。畦畔や用水路の湛水設備を有しない農地は対象水田から外れてしまいましたが、そうすると補助金のためだけに畦畔や用水路を持ったまま畑地として固定してしまう農地が出てしまいます。用水路などの湛水設備を持ったまま畑地にしてしまうと農業効率も下がってしまうので、ここはしっかりと整理する必要があります。米の需要が減っていく中で、これからの岩手県の農業が、畑地化した場合に農家の安定的な収入あるいは所得の向上につながるために、国に実情をしっかりと伝えていく意見書はどちらかという、やはり岩手県農業協同組合中央会、土地改良事業団体連合会の連名で出している具体的な提案を伴う請願を採択したほうが良いと考え、61号に賛成の立場からお話をさせていただきました。

○郷右近浩委員 先に確認させていただきたいと思います。この間の本会議や予算特別委員会においてる質疑があったことは、米内紘正委員からもお話があったところであります。きょういただいた資料の2ページの3の本県生産者への交付額の部分ですが、国の予算は3,050億円で令和2年度、令和3年度、令和4年度と同額になっている中で、今回の見直しによる岩手県への影響額をそれぞれ示したわかりやすい表を作っていただいていますけれども、それぞれどのぐらいの形になっていくのか、試算があれば教えていただきたいと思っています。

○工藤水田農業課長 影響額は、今のところは試算しておりません。と言いますのも、今生産者の方々が来年度の営農について考えて計画を立てられるという時期ですので、それが提出されるのを待って、6月末以降に試算ができるものと思っています。

ここに掲げております項目につきましては、金額は公表はされていないのですが、令和3年度分のおおむねの面積の資料をもとに見ているもので、正式な額としては試算し

ておりません。

○郷右近浩委員 そのとおりだと思います。さまざまな質疑がこれまでも繰り返されてきたわけでありますけれども、今回請願が二件提出されていますが、岩手県農業協同組合中央会と土地改良事業団体連合会から提出されているほうでありますけれども、例えば請願事項の中で農地維持や農業水利施設の管理が困難になり、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念されるという部分があり、これからどうなっていくのだという、非常に大きな懸念が皆さんの中にあると思います。今回のこの改正について、先ほどの米内紘正委員のお話では、これまでもやってきたルールをしっかりと整理してやっていくということでしたが、しかしこれまでやってきたものを変えていくという部分においては、やはりその不安をしっかりと解消していかなければなりません。そうであれば、進めるにしても、制度を動かしながらではなく、一旦立ちどまって、きちんとした形を示しながら前に進めていくことが必要ではないかと思えます。

これからの農業をどうつなげていくかを、少しずつではなく大きなベースの中でしっかりと考えていく上でも、今回は一度立ちどまって農政というものをしっかりと検討していただきたい。今回の請願については、立ちどまる必要がある中で本当に悩ましいものではありますが、こちらの農民運動岩手県連合会からの63号は、水田活用の直接支払交付金の見直しは行わないことという請願です。これはとにかく未来永劫絶対に行わないという話だけではなく、まずは見直しは行わずに考えようという内容です。そして、受理番号第61号の見直しをしながら考えるという部分は、さらに検討してほしいという意見ですので、両方の思いをある程度まとめながら進めていくべきではないかと思えます。61号の2、農地及び集落の維持のため、交付対象水田を畑地化した場合にあっては土地利用型の、といったものはしっかりと考えていく必要があります。早急に進めるという部分を一旦置いて、どのようにするか私どもも一緒に考えながら進めるなら、61号に対しては部分採択であったり、また63号の請願の願意を考えれば見直しを一旦立ちどまるという思いから、それぞれ部分採択といった形をつくってもよいのではないかと考えているわけであります。

これからの農政をどのようにしていくかという考え方や方向性は一緒ではないでしょうか。しかし、見直しを進めながらなのか、それとも一旦立ちどまるのかについては、その間を取ってもよいのではないかという思いを持っているところであります。

ただ、まだ影響額等がはっきりしないということでもありますので、影響額もしっかりと見ながら、この5月にはさまざまな数字が出され、本県生産者への交付額が5月に公表される予定ということですので、こうしたものを見ながら進めていくべきと考えますので、一旦立ち止まる形を模索したいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 私は、受理番号第61号、第63号のうち61号の見直しに関する請願に賛同する者として意見を表明したいと思えます。

63号の請願に関しても、これまでいろいろと協力してきたにもかかわらず、また改悪されるという意見と受け取っておりますけれども、確かに工藤水田農業課長がおっしゃった

ような状態がありますが、実態にそぐわない部分の見直しは国に対してきちんと伝えていくという県の姿勢も今お話をさせていただきましたので、そこはしっかりと伝えていただきたいと思います。

中山間地域と平場の地域との農業の在り方には違いがあり、自己保全管理水田という形でもう田んぼになっていないところとか、牧草という名前の中で牧草ではない場所も実際に見受けられるがために、きちんと精査する意味で水張りをしようということと捉えておりました。とも補償というやり方で、高く売れる米が作れない地域と、水田にするのにいい地域と、農家同士で話し合いをしながら、こちらでは牧草を植えて牛を生産していこうというルールの中で、お互いに助け合って転作を進めてきた制度もあります。そのように牧草適地と水田適地と分けてきた中で、真面目に牧草をずっとつけてきた人たちにとっては、5年に1回水張りをするというのはかなり厳しいことですので、12月定例会の農林水産委員会で指摘をさせていただきました。リンドウの栽培等も、結局水稲に適さない地域でどうやって農業をやっていくか考えた結果発展していったものなので、5年に1回の水張りをするというこの交付金に対しては適切ではないかもしれませんが、ではその代わりにリンドウや牧草や畜産を振興していくための別建ての補助なのか、水田としての補助なのかはこれから検討していかなくてはいけないところですし、国としても検討していただかないといけないところだと思います。新しい稼ぐ農業のために進んでいく点では、地力増進作物にも交付金が来たり、きちんと稼ぐ方向にもなっている点もありますので、岩手県の実情に合わない部分についてはきちんと改善要求をすることで、見直しに関する請願に賛同いたします。これまで3年ごとにいろいろ農政が変わってきたと言われてはいますが、それでも集団営農したり法人化したりと、農家自身も法人の皆さんも力をつけてきているところはきちんと力をつけていращやるので、そういった皆さんがさらに力になるような制度に改正していただくのはよろしいのではないかと考えております。

ただ、それをそいでしまう部分については国に対して意見を言っていたきたいと思えますし、岩手県議会としても、61号はだめな部分を三つ出して、改善してほしいという意見は出していますので、そういった具体的なものをきちんと提言していくのが正しと思っておりますので、61号の請願に賛同するという意見を表明します。

○高田一郎委員 先ほど米内紘正委員から、交付対象水田の見直しについて、平成29年から運用の現行ルールの徹底の問題についてお話がありました。これは、国で再徹底をということでありますので、県においてもそういう対応をすると思いますが、ただこの現行ルールの再徹底問題は県としてどう評価するかをお伺いしたいと思います。水田活用の直接支払交付金は、水田をフル活用して我が国の食料自給率を高める一環として始まったものの、食料自給率は回復するどころかどんどん下がっていますが、農村地域の振興には一定程度の役割を果たしたと思います。予算特別委員会でも議論がありましたけれども、本県は減反政策の中でも48%を超える転作率で全国一の達成率となり、不満はあったけれども農家の皆さんが協力をしてきたわけです。そして、畑地に転換をして、米ほどではない

けれど何とか収量を上げる努力をして、排水対策とか、中には畦畔を除いて収益をふやすなどの努力を農家の皆さんがやってきたわけで、それを5年たったら水田ではないということで補助金をカットするという事です。補助金があったからこそ何とか畑地でもやってきたわけで、国の減反政策に協力してきたにもかかわらず、はしごを外すようなやり方というのはどうなのかと思います。国がそういう指示を出しているのだから、県としては再徹底せざるを得ないと思いますけれども、こういう対応について県としてどのように評価されているのかお伺いしたいと思います。

○工藤水田農業課長 国はこれまで地域農業再生協議会において、交付対象水田として整理されている農地を水田活用の直接支払交付金の対象としており、この5年間に1度の水稲作付を行うことで、現行ルールである水田機能を有していることを確認することとしたと理解しております。基本的に現時点で交付対象となっている農地は、全て水田機能を有しているということなので、すぐ除外に結びつくものではないと認識しております。

本県におきましても、生産者の経営判断で営農計画をこれから出されることになっておりますので、その点も踏まえて、県としましても地域の実情を改めて国とあわせて調査をしながら、整理をしていきたいと考えております。

○高田一郎委員 既にかんがい設備や畦畔、農業用水路等を有しない農地については、平成29年から対象にしないということを徹底しているので、やっているところは交付金を返してくださいという対応について、県はどう評価しているのかをお聞きしたのでありますけれども、回答がないようです。請願審査ですから県当局といろいろ議論し合ってもしょうがないので、もう一つ意見を述べたいと思います。

今回の二つの請願ですが、63号については見直しを求める請願ですので、あれだけ本県議会で問題となって、しかも新しい年度から影響を受けるものでありますから、見直しの中止を求める請願は当然だろうと思います。

ただ、岩手県農業協同組合中央会から出されている請願の趣旨には私も賛同いたします。表題が水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願でありますので、表題は賛成しますが、請願事項三つの中で、1番目については、生産現場の実態や課題を十分に踏まえて進めることということで、進めるという表現になっておりますし、3番目の多年生作物(牧草)の扱いについても、これを推進するという請願内容になっておりますので、これには賛同しかねます。

水田活用の直接支払交付金は、水田をフル活用して農業の食料自給率を高めていくことを最大の目的に導入されたものであります。今回の見直し案は、牧草の交付金単価の見直しと飼料米の複数年契約の見直しですが、新年度からかなり深刻な影響が出るもので、農家の皆さんからは経営計画が立てられないという声が出ています。

今議会においても、5年間水田にしないと交付金の対象外にするということについて、リンドウの問題や、雨よけハウスの問題なども事例に出て、とても水田への転換はできないという問題点も明らかになって、実態にそぐわない状況があるということは県当局も認



めて、その声を国に上げていくことを明確にしています。畑地化して交付金を断念するか、あるいは水稲と畑作物を輪作するか、農家にどちらかを選択を求めるような農業のあり方でよいのでしょうか。食料自給率を高めていくというのであれば、今本当に自給率が低い大豆とか、麦とか、飼料作物にきちんと転換できて、その自給率を高めるような水田活用の直接支払交付金制度にして、予算も年間 3,050 億円程度をずっと措置してきましたけれども、さらなる予算の増額を求めていくことが重要ではないかと思えます。新年度から深刻な影響が出ますので、この見直し中止を求める請願は当然だろうと思えますし、岩手県農業協同組合中央会の請願については一部課題がありますので、採決する際には分割して、一つ一つ採決をしていただければと思っております。

○川村伸浩委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 それでは、ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思えます。今さまざま質問とあわせて御意見を頂戴したところでありますが、1 件ずつお諮りをしてまいりたいと思えます。

まず受理番号第 61 号令和 4 年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する請願の取り扱いをいかがいたしましょうか。先ほどいただいた意見にあわせて、何か御意見等がございましたらお願いします。

○柳村一委員 私は部分採択でお願いしたいと思っております。交付金の見直しという形で今回請願が出されておりますけれども、根本的に国の農業施策がどういうものなのかはつきり示されておられません。また、主食用米から他作物への作付転換を支援すると言っておりますけれども、作付転換した上でどういう支援策があるか、この支援策を変えることによって施策の方向性が全く見えてこないという部分があります。ですので、先ほど郷右近浩委員がおっしゃったように、まずは方向性を示して、その後に制度を変えていくべきです。そうしないと、農家にとっての営農計画もなかなか前に進まない、提示されたものに対しての計画になってしまう、自立ができないという問題が出てくると思えますので、61 号に関しては部分採択でお願いしたいと思えます。

○川村伸浩委員長 部分採択というのは。

○柳村一委員 1 個ずつ、請願項目ごとにです。

○川村伸浩委員長 請願事項 1 から 3 まであるのですが、それについて表明をお願いしたいと思えます。

○柳村一委員 請願事項の 1 に関しては、課題を十分に踏まえて進めることとなっておりますけれども、まず課題を明らかにして、それを議論した上で支援策を出してやっていただきたいので、不採択という形です。

2 に関しましては、新たな支援策を速やかに講じるということということで、先ほど言ったように、やはり支援策をしっかりとやって、農家にも計画を立てられるような方向性を示してもらえれば、農家にとっても計画を立てられるという考えで、採択をお願いしたいと思

ます。

3 に関しても、営農計画を十分に検討する期間を設けることはありますけれども、交付金が削減された場合と、削減することがもう決まっているような形でありますので、この項目に関しては不採択でお願いしたいと思えます

○米内紘正委員 部分採択とする御意見もあったのですが、採択と言った請願事項 2 に関しても、63 号の請願と比べると、見直しによって交付対象水田が畑地化した場合なのです。見直しの中止を行わないことという 63 号の意見と請願事項 2 というのは、少々矛盾しているので、矛盾した意見を岩手県議会から上げるのはどうかというところではあるのですが、2 に関しても見直しによって交付対象水田が畑地化したという事象があり、どうしても矛盾してしまうというところで、こちらの 61 号を、両方が採択されることはない、部分採択もないということで、一括で意見させていただきます。

○ハクセル美穂子委員 米内紘正委員と同じで、部分採択のお話は、前提条件として見直しをする場合に新たな措置ということで部分で採択する、項目の中の一部という部分採択になってしまうのでそぐわないのではないかと考えております。63 号に関しましては、見直しを一切行わないことという請願と受けとめておりまして、新たな支援策を講じた上で後で見直しをするのは別の課題になるので、一括でよいと思えます。

○川村伸浩委員長 今各委員から部分採択あるいは一括でというお話をいただいたところでありますが、請願内容につきましては、受理番号の 61 号については見直しは認めるのだけれども、現場の課題を十分に検証した上で制度設計をしてくださいという請願でありますし、63 号については見直しすることを中止せよということでありまして、分割での採決あるいは部分採択については、今回の請願については該当しないということで、それぞれ一括で採択、不採択を決めたいと思えます。

○郷右近浩委員 今委員長から整理の話がありましたけれども、今回の請願の 63 号については見直しの中止を求める請願になっております。来年度からすぐに進めて、制度自体も進めながら考えればよいというような、そこに対して見直しをお願いすればいいなどという話ではなくて、やはり不安をしっかりと解消しなければならないので、立ち止まって考えるべきだと思います。

61 号についても、懸念の声が上がっているとか、現場に混乱を来しているということで、両者とも同じような思いを抱いている中であって、見直し前提ありきの請願が 61 号であるという整理はいかがなものかと思えます。確かに請願事項 1 は運用に当たってはという話ではありますけれども、2 もしくは拡大解釈をすれば 3、特に 2 においては、こうした思いがあるということ岩手県農業協同組合中央会の請願から感じ取れるわけでありまして、61 号についてもその思いに何とかしっかりと応えたいという思いを持っております。ですので、一括して全く相反するものだという話ではなくて、何とか 61 号に対してもその思いを酌み取ってあげたい、そして 63 号に対しても考えをしっかりと理解していきたい思いから、柳村一委員からもお話がありましたとおり、61 号については項目ごとの採決でよいの

ではないかと思うわけなのですが、委員長の整理の仕方についての根拠を示していただきたいと思います。

○川村伸浩委員長 今回の二つの請願につきましては、農家の方々への思いは今郷右近浩委員がおっしゃったとおりでと思いますが、請願の趣旨について精査をしますと、63号は見直しを中止することと記載があるわけでありまして、それに対しまして61号につきましては、見直しは認めるけれども、現場の課題を十分検討した上で制度設計をお願いしたいということでありまして、いわゆる中止せよという部分と、それから見直しは認めるけれども、さらなる制度設計をお願いしたいという趣旨でありますので、これについては一緒になるものではないと判断したところであります。

○高田一郎委員 採決の取り扱いについては、委員長はもう少し委員の意見を聞いて判断すべきだと思います。

岩手県農業協同組合中央会の三つの請願事項のうち、1と3については実態や課題を十分に踏まえる、丁寧な説明をするということはあるのですけれども、基本的には進めるという立場の請願項目になっています。2については、交付対象水田を畑地化した場合には、新たな支援策を速やかに講じることとあるのですけれども、交付対象水田の畑地化というのは、この見直しを行った後にやるものではなくて、既に現行ルールの中で交付対象水田を畑地化した場合の交付単価も決められているのです。戦略作物助成については、水田から麦や大豆に転換した場合には10アール当たり3万5,000円とか、加工用米については2万円とか、飼料米については5万5,000円から10万5,000円というように、既にある制度なのです。先ほども申し上げたように、水田活用の直接支払交付金は、水田をフル活用して日本の食料自給率を引き上げていくことが目的の交付金です。今本当に自給率が低い麦や大豆とか飼料作物の自給率をもっと上げるためにさらなる支援策を講じてほしいという請願は、それは当然だと思います。現行ルールをさらにもっと充実させてほしいという中身ですので、請願事項1と3と性格が違うのではないかと思いますので、一つ一つ部分的に採決していくべきだと思います。

○米内紘正委員 61号の趣旨のところ、交付対象から除外される農地が出ることで農地の維持が困難となり、と記載されていますが、今回の見直しによって5年以内に水張りができないため交付対象から除外される農地が出てきてしまい、大変な案件であるということが示されているわけです。その趣旨から請願事項2を見たときに、交付対象水田を畑地化した、つまり交付対象から今回の見直しによって除外されてしまう土地があったとしても、その土地に対して支援を充実するという文章の流れになりますので、63号と61号を照らし合わせてみたとき、見直しを求めなければ5年ルールもないわけで、そもそも交付対象から除外される事態とならないので、61号と63号は矛盾してしまいます。請願の趣旨として、矛盾した意見書を岩手県議会から出すというのはそぐわないのではないかと思います。

○川村伸浩委員長 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○川村伸浩委員長 では、再開いたします。ハクセル美穂子委員、今の発言をもう一度お願いします。

○ハクセル美穂子委員 確認をしたいのですが、先ほど高田一郎委員から 61 号の請願事項 2 に関しては、水田活用の直接支払交付金の見直しの中でのメニューの一つになっていない畑地化だというお話があったのですが、それが本当なのでしょうか。対象水田を畑地化した場合の加算か拡充があったと記憶している部分もあって、その辺のところを教えていただきたいと思います。

○佐々木農産園芸課総括課長 畑地化に係る支援につきましては配付資料 2 ページに記載しておりますが、高収益作物畑地化支援として、水田から畑地化した場合に一律 17 万 5,000 円交付していたものです。今回の見直しによりまして野菜などの高収益作物については現行のままで、その他作物ということで、麦、大豆等については 10 万 5,000 円で畑地化を支援する内容です。あくまでも現行水田を畑地化する部分の取り組みに対して支援する内容になっているものです。

○ハクセル美穂子委員 わかりました。

○郷右近浩委員 ぜひ項目ごとの採決でお願いしたいと思います。先ほど米内紘正委員からも 61 号の請願趣旨の話がありました。ただ、この請願趣旨をどう読んでも、懸念の声であったり、混乱であったり、影響を懸念して最終に、については、生産者が意欲を持って作付けし、将来に渡って安定的な営農・農地の維持が展望できるよう、また、現場の課題を十分に検証した上で制度設計がなされるよう、次の事項についてとある、そうした請願であると思います。だとすると、このまま進めながら考えるよりも、やはり不安などの解消を念頭に置いてこの請願を出されていると思われるので、これを完全に別々にしなくてもいいのではないかと思うわけです。白か黒かという話ではないと思うわけであります。ですので、請願第 61 号に対しても項目ごとの採決をぜひとも希望します。

○川村伸浩委員長 事務局書記と若干打合せをしたいので、暫時休憩させていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○川村伸浩委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に、請願受理番号第 61 号の取り扱いについて、各委員からさまざまな御意見を頂戴したところであります。この取り扱いについてであります。一括して採決をすべきという意見と、項目ごとに採決をすべきという意見がありました。なかなか意見の一致を見ないところでありますので、受理番号第 61 号の採決方法について一括採決とするか、項目

別採決とするか採決方法についてお諮りし、その結果によって進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 それでは、受理番号第 61 号の請願についての採決の方法についてありますが、一括採決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川村伸浩委員長 起立少数であります。確認のため、項目別採決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川村伸浩委員長 起立多数であります。よって、受理番号第 61 号の請願につきましては項目別採決することに決定しました。

それでは、請願事項の 1 につきまして、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川村伸浩委員長 起立少数であります。よって、請願項目の 1 は不採択と決定いたしました。

続きまして、請願項目の 2 につきまして、採択とすることに賛成の諸君の起立の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川村伸浩委員長 起立全員であります。よって、請願項目の 2 は採択と決定いたしました。

続きまして、請願事項の 3 につきまして、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川村伸浩委員長 起立少数であります。よって、請願項目の 3 は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 63 号水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める請願についてです。

本案について、この請願について採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川村伸浩委員長 起立多数であります。よって、受理番号第 63 号の請願については採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案ですが、まだ調整ができておりませんので、時間を頂戴したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 それでは、意見書の文案の調整に 30 分、時間を頂戴したいと思います。再開を 1 時 40 分とさせていただきますので、暫時休憩させていただきます。

○伊藤勢至委員 委員長、休憩ではなく、その次を進めていけばいいのではないですか。精力善用、時間を有効に使うべきです。

○川村伸浩委員長 それでは、今伊藤勢至委員から御意見もございましたので、この際のほうに進めてまいりたいと思いますので、委員、それから当局の皆さんにおかれましては御協力をお願いいたします。

それでは、この際何かありませんか。

○伊藤勢至委員 角度を変えて、この際質問したいと思います。

岩手県内には 1 級河川、2 級河川、そして市町村が管理をする準用河川、合わせて 854 の河川があります。これは、河川大県とも言っていると思っております、この河川活用にも岩手県の魅力をアップさせる部分があると思っております。昨年のお盆に岩泉町から国道 106 号線の松草に抜ける国道 455 号という道路を通ってきたのですが、びっくりしたことがありました。溪流釣りの車がたくさん入っていたのです。その車のナンバーが練馬とか、品川とか、東京ナンバーは当たり前ですが、高知ナンバー、愛知ナンバーの車も入っていました。この方々に聞いたわけでありませんが、恐らく溪流釣りに来た人たちだと思うのです。

そこで、心配になったのは、川に入るに当たって、漁業権を設定されているはずなのです。漁協や淡水漁協の有力な収入源は遊漁券を販売して川で釣ってもらうことだと思うのですが、小河川までは目が行き届かない。したがって、魚だけ釣られて実入りが無いということになってはもったいないと思ったのですが、そういうところはどのようになっているのでしょうか。まず、お伺いをしたいと思います。

○山口水産担当技監兼水産振興課総括課長 遊漁につきましては、漁業権の設定する河川それぞれに漁業権ごとに遊漁規則を設定しております、遊漁する場合には遊漁券が必要ですので、多分河川に入っている遊漁者の方々は遊漁券を買って溪流釣りを楽しんでいるという状況になっております。

○伊藤勢至委員 そうなっているのでしょうか、小河川までは目が行き届いていないのではないかとこのことを心配して話したのです。ああしろ、こうしろではありませんが、岩手県の優位な材料を無駄に使うことがあってはならないと思ったものですから、お伺いをしました。

旧川井村の小国地区には、溪流釣りのお客さんを目当てにした民宿があり、全国各地からお客さんが来ていらっしゃると思います。でも、岩手県の方が、高知県や愛知県まで魚を釣りに行くとは思えませんが、全国の今の若い方々は SNS とかですぐ情報が拡散しま

すので、どんどん来てもらえるのだと思うのです。魚を釣るだけではなくて、その晩は例えば地元で宿泊をすとか、帰りにお土産を買っていくとか、当然あると思いますので、そういう部分にも岩手県の河川の優位さを改めて宣伝をすると同時に、中には閉伊川のアユは四国の四万十川のアユよりもおいしいという方もいらっしゃいますので、まだまだ全国の溪流釣りの方には魅力の岩手県だと思います。そういうことを留意をしていただきたいと思います。

工藤勝子委員の地元の遠野市の猿ヶ石川漁協では、農林水産省の支援金をもらってヤマメの養殖をしているのです。農家の皆様の休耕田を素掘りして、そこで大きく育てます。そして、販路は、当時、京都市の山科の料亭です。ヤマメのパッケージが非常にはっきりしていて、そういう点で高く売れるということでした。これは、溪流釣りといいますが、淡水魚のこれからの取り組みのある一つの方策になり得るのではないかと思います。淡水漁協の元気を取り戻すことにもなり、農家の副収入にもなります。八幡平市では淡水魚最大のイトウも養殖するなど、岩手県の魅力としてこれからも活用していただきたいと思います。今も京都市の山科との交流があるかどうかわかりませんが、こういう点も加味した考え方をもちではありませんか。

○**山口水産担当技監兼水産振興課総括課長** 内水面振興につきましては、県では令和3年3月に第2期岩手県内水面漁業振興計画に基づきまして、アユ、イワナ、ヤマメなどの内水面資源の復活に加えまして、遊漁者から人気の高いサクラマス資源造成なども振興することとしておりますし、同時に内水面養殖も振興するというので、近年海面でサケ、マスの海面養殖が盛んになってきております。現在その種苗供給が課題となっておりますので、県内の内水面の養殖業者に種苗生産をやっていただいて、その供給等で内水面養殖も加えて振興しようとしています。いずれ関係団体と連携を図りながら、内水面振興に向けて全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

○**伊藤勢至委員** 淡水魚でいいますと、岩手県は数多くダムを持っているわけです。最も新しいところで築川ダムですけれども、あそこの五つぐらいの大きな水たまりにも漁業権があるのでしょうから、仮に養殖をすとなれば、問題は餌をどうするかの話だと思っておりますが、水面があるところで魚が生きられると考えれば、沿岸の海の漁協が淡水魚の養殖に乗り出しても悪くはないと思うのです。川の水でマグロが養殖できる時代になっていますから、海も川も両方を使って、両方のノウハウを出し合いながら、大きい考えを持ってほしいです。マグロの養殖を始めたのは近畿大学で、もう20年も前におかの大学が海の養殖を始めています。そういったことから考えると、視線を広く持ちながら、これからの部分に対応していただきたいと思います。

サケについて、どうしても避けられない議論です。2年前に日本海側のサケが有名な新潟県の村上市三面川の記事を紹介されたのですが、新潟空港から車で70分の村上市は、平安時代から朝廷にサケを献上していた記録が残っているほど長らくサケとともに生きてきたまちで、伝統漁法を引継ぎながら、ここが大事です、世界初の自然ふ化増殖を成功させ

とあるのです。この、世界初の自然ふ化を成功させた、という部分が大事だと思って資料をいただきました。

来年度農林水産部長になる方にこの本を差し上げたいと思うのですが、岩手県は岩手県の海しか見ていないのではないかという思いがあります。青森県も秋田県も、あるいは山形県も新潟県も、日本海側も太平洋側もサケはやはり有力魚種であると思うのです。そういう中で、新潟県の村上市は過去20年、大体2万トンから3万トンの間ぐらいの漁獲量を行ったり来たりしている程度なのです。ところが、我が岩手県は平成8年の7万3,000トンからだんだん下がってきてまして、今や1万数千トンまで下がっています。これは、担当している方々がどうしたら復活させられるか、一生懸命頑張っていらっしゃるのはよくわかります。ただ、視線を広げて、他県の状況も加味しながらやっていかないと、一発満塁逆転ホームランはなかなか出るものではないと思います。そういう中で、皆さんがやっている部分は、一生懸命と一所懸命という二つあるうちの一所懸命、一つのところで懸命と行ったところで、これはちょっと足りないのではないかと思います。

前にもお話をさせてもらいましたが、北海道大学水産学部では、小樽近辺だと思いましたが、成長途上の30センチから40センチぐらいのサケを捕まえて、タグをつけて放してやる。それを全国のいろいろな海で見つけて、どのくらい成長したか情報交換をやっていると思うのです。三陸沿岸で放流したサケは、津軽海峡を通過して、ベーリング海を通過して、そして礼文島、利尻島を回って、オホーツクを通過して、千島を行って、三陸沿岸に帰ってくると聞いていますが、この辺についてまずどのように考えているかお伺いします。

○**山口水産担当技監兼水産振興課総括課長** まず、自然産卵についてですけれども、現在国の研究所が、岩手県内ですと田野畑村とか宮古市でサケの自然遡上があるものですから、自然ふ化によって再生産が行われていることで、そこの調査を開始しております。いずれ自然ふ化は、生物の遺伝的多様性とか、そういう点では非常に有効だと言われておりますので、国の調査を踏まえながら、自然ふ化を取り入れました資源造成の有効性とか、実現の可能性については検討してまいりたいと思っております。

○**伊藤勢至委員** 北海道の標津町の忠類川でありますとか、あるいは札幌市内の真ん中に流れてくる豊平川とかは、やはりサーモンのまちでもあるのですよね。サーモンにはトラウトサーモンなどいろいろな種類があります。本県で大事なシロサケがどの辺まで行って、どの辺で何センチに成長して、千島で何センチになって帰ってきているかを把握されていませんよね。海に放すと、さあ、行っていらっしゃい、4年待っていますと、そのような感じなのでしょうか。

○**山口水産担当技監兼水産振興課総括課長** 放流後の稚魚の追跡調査につきましては、県と国とである程度役割分担をしてやっております。岩手県の沿岸域は岩手県の水産技術センターが漁獲調査をしております。沖合とか、あとは北洋につきましては国が調査をしております。その調査結果によりますと、岩手県で放流された稚魚は沿岸沿いを北上して、津軽海峡を渡って、北海道の沿岸にたどり着いて、そこをまた沿岸沿いに北上しまし



て、オホーツク海に入っていきます。そこで一夏を越して、その後北太平洋とか、ベーリング海とかで2年、3年過ごして、4年後に同じルートを経て戻ってくるということがわかっております。

○伊藤勢至委員 サケというのは、大学に入ったようなものですね。留年がなければ、大体4年で帰ってくる。2年で帰ってくるやつもいまして、これは短大生といいます。時知らずといいます。そんな冗談は置いておいて、どこで放したものがどのくらい大きくなって帰ってくるのかがやはり大事だと思うのです。そういう中で、日本海側のサケのまちはどういう経緯をたどってきているのか、減らさない方法を取り入れながらやっていかないと、目の前だけ見ているのではなく、少なくとも北半球の海の流れから始めて、取り入れるものは取り入れるという目線で取り組んでいただきたいと思います。北海道の大学や北東北の大学、あるいは各漁協と情報交換をしながら、ギブ・アンド・テークの世界ですので、こちらだけ教えもらうのではだめでしょう。こちらはLEDを使った養殖もいろいろ始めていると、情報交換をしてやっていくべきだと思うのですが、いかがですか。

○山口水産担当技監兼水産振興課総括課長 サケにつきましては、北海道から太平洋側は大体宮城県まで、日本海側は山形県あたりまで生息しておりますので、当然そういうところと情報交換したりとか、情報交換以外に、今例えば岩手県のサケがかなり危機的な状況にありますので、種卵の供給の連携とかで情報をいただいたりとか、そういうことはこれからは積極的に、連携してやっていきたいと思っております。

○伊藤勢至委員 確かに海が変わってきているのが一番の原因だと思います。いよいよ、春告魚といいますけれども、サヨリ漁が始まってまいります。そこから漁が始まってくるわけですが、これもいまだに手応えがない状況です。そして、岩手県の場合はお正月魚はサケ、宮城県はナメタガレイ、そして福島県はブリですが、そのブリが函館市で捕れるようになってきているのです。やっぱり海が変わっているのだと思います。それから、アイナメの北限も漸次北上しているようでありまして、このごろは宮古湾内でも大きいアイナメがさっぱり捕れないという話も聞いていました。

まず、基本は海が違っているのだらうと思えますけれども、そこを頭に入れながら、日本海側の状況も加味しながら、ぜひ頑張ってくださいと思いますが、阿部技監いかがですか。

○阿部技監兼漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 伊藤勢至委員のお話のとおり、海の環境が大分変わってきているということで、これも御承知かと思いますが、本県主力魚種が非常に捕れなくなってきたということです。昨日来、沿岸の漁業者と話したのですが、タイが結構捕れ出してきており、イセエビも山田湾に生息してきているという状況もありまして、伊藤勢至委員のお話のとおり、相当の変化が見られております。そういった中で、これからやはりいろいろなことをやっていかなければならないだろうと思っております。その一つとして、サーモンの養殖もあります。最近捕れ出しておりますイワシとか、アジとか、サバとか、そういった魚をどのように有効活用していくかということもあり

ます。いずれにせよ、業界団体としっかりと連携しながら、水産業の再復活に取り組んでいくべきと考えております。

○**伊藤勢至委員** イワシとかサバという話が出ました。よく魚種転換と言われますけれども、イワシは1匹5円、10円の世界なのです。サバは1匹200円、300円の世界です。サケは、60センチぐらいで2,500円なのです。だから、魚がかわればいいという話ではないので、その値段の部分も違う、魚、魚、魚でかわればいいでしょうと言うのですけれども、そこは全然違うのです。ですから、サケにみんなが希望を持っているわけですので、サケがホームランだったら、イワシは振り逃げです。デッドボールです。そのくらいの違いがありますので、魚種転換ということは簡単に言わないでいただきたい。転換するなら、サケなりの値段のする単価の魚ではないとベースになりませんので。

○**工藤勝子委員** 東日本大震災津波の発生からもう11年が経過いたしました。福島県の第一原子力発電所の事故によって、岩手県内の農林水産物にも大きな影響を与えました。当時はまさか、私の地元の遠野市まで汚染状態になるというようなことは考えませんでした。とにかく岩手県の津波で被災された人たちの支援だとか、いろいろそういうことだけ考えていたところ、瓦礫にも放射性物質があるため処理ができないという自治体も出てまいりました。そういう中において、農林水産物では、県南のシイタケ栽培がまだできない状態の農家の人もあります。そしてまた、秋になると遠野市でもマツタケだとか、マイタケが取れるのですけれども、この自然栽培のキノコがまだやはりセシウム濃度が高いということで、販売できない状況にあります。

そういう中において、私も畜産をやっていますので、汚染牧草が私たちのところにも発生いたしました。あの当時、初めて海外から来る乾草を餌として牛に食べさせましたけれども、そういう中で保管されている牧草がまだ残っているはずです。ロールしたままどこか水に当たらないところに保管されているかもしれませんが、遠野市では一時、ごみ処理施設がありましたので、家庭から出るごみと一緒に少しずつ混ぜて焼却して減らしてもきました。しかし、まだ残っているはずであります。市町村に保管されている状態、保管されている数量、そして、ロールして密閉している状態からセシウムはなくならないで、今のままの状態であるのかどうか、その辺のところがありましたらお聞きしたいと思っております。

○**米谷畜産課総括課長** 汚染牧草の保管状況と数量等についてですが、汚染牧草は、発災当時24市町村で約2万トン発生しておりましたが、令和4年1月末現在、約94%まで処理がされております。残り約6%、約1,300トンが県内で保管されている状況です。これにつきましては、今残っているのは6市町村で、約6%、約1,300トンということです。これにつきましては、それぞれパイプハウスや既存の倉庫などで適切に保管されている状況です。

個別の市町村名等につきましては、風評被害につながりますので、公表等は差し控させていただきます。

○**工藤勝子委員** 了解いたしました。やはり残されているものということで、少しずつこういう形で処分していくということも大変重要なことではないかと思って今回質問させていただきました。市町村からも、それぞれ県に対していろいろな要望とか、あと意見もあるかもしれませんが、年数がかかるかもしれませんけれども、ぜひいろいろなところで交渉をしながら、この処分に向けて取り組んでほしいと思っているところであります。

そういう中において、現時点で市町村の名は公表できないということですが、何か要望が出ているかどうか、お聞きしたいと思います。

○**米谷畜産課総括課長** 市町村からの要望等ですけれども、汚染牧草を保管している市町村からは、現在保管施設の維持管理にいろいろ経費かかっておりますので、それにつきまして県単独事業で補助しているところです。その継続をお願いされているということと、今実際の処理に向けて、処理施設といろいろ調整を図っているところですが、その間に入って、受け入れに関する調整等を県にも入っていただきたいということをお願いされております。そういうこともありまして、私どもも引き続き保管施設の借地料、あるいは補修などに係る維持管理に要する経費、そういったものの経費については県単独事業により支援していくということと、処理に向けてまして、国と処理を請け負う施設等々で、市町村と環境省の補助事業の手続、あるいは汚染牧草を実際に処理する際に、こういった条件で受け入れてくれるのかなどについての意見交換等を進めているところです。

○**工藤勝子委員** 私たちも牧草を取ってラップして、雨風に当たらないところに置くわけにはいかないの、野積みにはしているわけですが、年数がたってくると、だんだん小さくなって、ラップもカラスとかが来てつついたりして剥がれたりしますが、そういう中で県としてはしっかりと二重のラップの関係も取り組んでいらっしゃるという話も伺っているところであります。震災から11年も経過したことですし、あと何年かかるのかきちんと見通しも立たないかもしれませんけれども、いろいろな数値を調べながら、低くなっている部分もありますので、処理を進めていただくようお願いしたいと思っているところであります。

牧草を何十年とやっていて、20年、30年と草地にしているわけですが、耕起して土壌消毒して種をまいて、新しい牧草をつくりたいと思っても、そういうことをやれないで来ました。でも、福島第一原子力発電所の事故で、遠野市のほとんどの牧場を含めて全部一斉に除染が行われて、新しい種をまいたわけです。そして、すばらしい草地がまたよみがえってきたわけです。ですからそこで、遠野市の人たちもその牧草を生かして、ぜひ畜産振興を図るべきだという話をしてきたところでもあります。そういう部分を含めて、今後ともいろいろな形の中で牧草がしっかりと取れるような方向性も取っていただいて、畜産振興していただきたいと思っております。

もう一点、獣医師の確保状況について、昨年度請願が採択されました。そういう中において、小動物を扱う獣医師はたくさん出てくるのですが、大動物を担当する獣医師は非常に少ないということでもあります。岩手県農業共済組合の担当者の方とも話をさせて

いただいて、請願は採択されたのですけれども、採択されたからすぐ獣医師がふえるというものでもないのしょうけれども、でもそういう中において沿岸地域を中心として非常に獣医師が少ないです。やはり牛を飼っていて、獣医師を頼むというときは、本当に緊急的なことが多いです。

遠野市にも獣医師はいらっしゃるわけですが、去年の秋ですが、牛の出産が予定日から1週間、10日と遅くなったことがありました。遅くなっていくということは、おなかの中でだんだん子牛も大きくなっていくことなのです。獣医師に診ていただいていたのですけれども、結果として大丈夫だと言われていて、それでもあまり日にちを押しすので、促進剤を打ってもらって見守っていたのですけれども、最終的に逆子になってしまって、獣医師が来る前に周りの畜産農家の人たちが来て一生懸命頑張ったのですけれども、助からなかったのです。非常に残念だったのですけれども、そういう事故もあります。だから、やはり近場というか、せめて電話をすれば駆けつけてくれるぐらいの獣医師が配置されていれば、まだまだ岩手県の畜産は伸びていくのではないのでしょうか。少頭数飼っている人たちもたくさんいるわけで、そういう人たちを助けるためにも、大動物を扱う獣医師がもう少しいなければなりません。

農業共済も仕組みが変わって、今まではお米などいろいろな共済の部分で赤字だった診療の部分を補填してきたのですけれども、今は分離されて、診療は診療、米などの共済とは分かれてしまったために、獣医師を雇うことも非常に厳しくなっているし、さらに非常に遠距離、広範囲でやらなければならないため、辞めたいと言う獣医師もいるということがまだまだ課題である事業です。

そこで、ぜひ考えてほしいのは、獣医師の養成状況、修学資金の貸し付けについてです。岩手県に残れば、これが免除になるという話でありますので、大動物を専攻する人たちの枠をもう少し広げることができないか、現状と、その課題についてお伺いしたいと思います。

○長谷川振興・衛生課長 産業動物の診療に携わる獣医師の確保状況等ですが、県では産業動物獣医師を含めた獣医師を確保するため、獣医学生を対象とした獣医師修学資金の計画的な貸し付け等によって、その確保を行っているところです。まず、そちらの状況ですが、修学資金は平成3年度に県単独の制度として創設いたしました。平成3年度からこれまでに計80名の貸し付けを行っているところですけれども、令和2年度までに卒業した61名のうち48名が何らかの形で県内に就業しているところです。48名のうち35名が県に、13名が共済組合等の臨床獣医師として就業しているところです。直近のところで申しますと、昨年度、令和2年度末に卒業した獣医学生は、工藤勝子委員の地元であります遠野市の共済組合の診療所に就業しております。ですので、数は少ないながらも、県内に就業しているというところであり、また、この修学資金につきましても、県内に就業して産業動物獣医師に当たり、一定の期間就業していただければ、返済が免除になる仕組みになっていますので、定住にもつながっているのではないかと考えております。

また、獣医師の養成の状況ですけれども、卒業したばかりの獣医師はなかなか診療の技術が身についていないというところがあります。その中で、共済組合の診療所に就いていただければ、そちらに先輩の獣医師がいらっしゃいますので、その獣医師について現場と一緒に回って、診療の技術を身につけていただいているところです。また、いろいろ病気の診断であったり、技術を研さんするに当たって学会の場で発表する機会もあろうかと思えます。そういう場面におきましては、県の家畜保健衛生所がそのような獣医師を強力にサポートし、取り組んでいるところでもあります。

○**工藤勝子委員** 確かに人間の医師と同じで、幾ら動物でもやはり生き物であります。獣医科を卒業して獣医師の資格を取っても、すぐ診療できないわけでもないでしょうけれども、いろいろな場面がありますので、やはりそういう先輩の獣医師と一緒に研修することも非常に大事だと思います。ところが、今の状況では、そういうこともできないような状態になってきているということでもあります。

そして、共済組合の中には、今の働き方改革等もあって、辞めていく、宮城県のほうに転出する獣医師もいるという話があるわけです。そういう中において、岩手県はどういう形で畜産振興を図っていくのでしょうか。今、酪農も含めて牛や馬などの大動物を飼っている人たちが継続してやるには、1頭でもこういう事故が起きると、お年寄りの人たちはもうやめたという話になるわけです。沿岸地域に遠野市から応援に行っているわけで、幾ら道路がよくなったといえども、時間がかかるわけでもあります。そういう中で、大動物の獣医師をしっかりと県内で雇用するなりして、畜産農家は少ないかもしれませんが、沿岸地域にも配置できるような取り組みを今後とも検討しながら進めてほしいということを要望します。

○**千葉盛委員** 工藤勝子委員からも質問がありましたけれども、獣医師の偏在と人員確保についてお伺いします。

岩手県の獣医師の偏在や確保についての現状と取り組みはどのようになっているのか、また、気仙地域、釜石大槌地域では家畜診療所の往診が令和5年度で終了する予定となっており、往診する獣医師が不在になってしまう状態となりますが、県としてはどのように現状を捉えて対応を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○**長谷川振興・衛生課長** まず1点目、獣医師確保における獣医師の偏在や確保の現状と取り組みについてですけれども、まず産業動物の獣医療はほとんどが往診対応であることから、畜産農家が多く、その密度が高い地域ほど診療効率が高く、獣医師も集まることから、地域によって偏在が生じていると認識をしております。現在共済組合の所在する診療所のエリアで見た場合、頭数に応じた獣医師の数とすれば、他の地域と大きな差はないところではありますけれども、沿岸地域に遠野市にある診療所から往診に行っているところであり、距離等もあって行きにくいというところ、また、沿岸地域につきましては、民間の開業する獣医師もいないということで、地域的に見れば偏在が生じていると認識しております。

県としましては、獣医療の安定的な提供には獣医師の確保が極めて重要であることから、獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画に基づき、獣医学生への修学資金の貸し付けや獣医系大学への訪問によるリクルート活動など、獣医師確保に積極的に取り組んでいるところであります。

また、獣医師の地域偏在につきましては、地域の関係機関による検討の機会を設定し、地域関係者の意見調整を十分に図った上で、広域的な人材の活用や近隣の診療施設等による獣医療の提供などにより、診療体制の偏在解消に取り組んでいくこととしております。

2点目、気仙、釜石大槌地域の現状と対応についてでありますけれども、まず畜産農家が安心して経営を継続していくためには、安定的に獣医療を提供する体制を堅持していくことが重要であると認識しているところであります。県では、地域の実情に応じた獣医療提供体制の構築に向け、地元自治体、農業協同組合、農業共済組合とともに検討の場を設置しているところであります。気仙、釜石大槌地域においては本年1月と3月、先週の3月17日ですけれども、検討会を開催しているところであります。今後は、例えば隣接する地域で開業する獣医師への往診依頼の可能性など、地域における具体的な対策を検討していくこととしております。

○千葉盛委員 1月と3月に話し合いもされているということなので、連携協力体制を今後も強めていただいて、いい方策を導いてほしいのですけれども、例えば家畜診療所の往診が継続できるような支援や方策は考えられるものなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○長谷川振興・衛生課長 特に共済組合の診療所かと思いますが、こちらが継続して経営を行っていくことにつきましては、まず共済組合の本体である岩手県農業共済組合の経営をしっかりといただくところが重要かと考えます。先ほどの工藤勝子委員からの御質問でも触れられてはいますが、共済組合の制度が平成30年に改正されて以降、共済組合の家畜診療所の赤字が顕在化したことが背景にあるかと思っております。そのため、まず赤字になっているところの効率化を図って共済組合本体の経営を改善していただき、そこで改めて新たに卒業してくる獣医師を確保する。全県的に確保するのは、やはり岩手県の役割と考えておりますので、先ほど来お話ししている修学資金の活用、また大学訪問等によってどんどん岩手県内に若い獣医師を呼び込み、その受皿を共済組合に担っていただきたいと思いますと考えているところであります。

○千葉盛委員 関係者の方々が大変危惧しておりますので、関係団体、関係者の方々もいろいろ考えていますので、そこに県としてもアドバイスとか支援をしていただければと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

次に、水産業の振興についてお伺いします。まず、予算特別委員会でも取り上げられておりましたけれども、不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボーン宣言についてお伺いします。この宣言は、不漁打開、持続可能な水産業の確立を目指す宣言のようですが、これまでの水産業振興政策や、漁業者、漁業団体との連携の在り方などがどのように違ってくるのか、

また新たな取り組みや振興策などもこれから考えていくのか、お伺いいたします。

○**山口水産担当技監兼水産振興課総括課長** 不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボーン宣言についてですが、県ではこれまでも関係団体と連携を図りながら、さまざまな水産振興施策に取り組んでまいりました。一方、近年の海洋環境の変化によりまして、サケ等主要魚種が極端な不漁に見舞われました。特に定置漁業に依存します本県沿岸地区の漁協等の経営は、かつてない厳しい状況にあります。よって、この不漁を克服する取り組みを漁業関係団体と一体となって強力に実行していく必要があると考えまして、今回のリボーン宣言を行ったものです。

不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボーン宣言の中身は、漁業関係団体と県とが課題等を共有しまして、一体となって進める方向性として、三つの柱を中心として具体的な取り組みを宣言しています。この新たな取り組みとしては、県の令和4年度の当初予算案にも計上しておりますけれども、改良餌によります大型で遊泳力の高い強靱な稚魚の生産、アサリ養殖の事業化など、海洋環境の変化に対応した取り組みを推進していくこととしております。

今後これらの取り組みをさらに加速しまして、沿岸地域の基幹産業である水産業が将来にわたって持続的に発展していくよう、漁業関係団体と一体となって全力を挙げて取り組んでいこうと思っております。

○**千葉盛委員** 海面養殖とかアサリ養殖は、いろいろ県の支援があつて進んでいくと思いますので、それらは進めていっていただきたいと思うのですが、この宣言のときに知事は、次代を担う漁業者が夢と希望を持てる環境づくりが必要で、課題を共有し、一体となって取り組みを進めたいと呼びかけていましたが、そうであるならば、次代を担う若手漁業者を中心とした宣言発信の在り方が必要だったのではないかと思います、見解を伺います。

また、今後若手漁業者を中心として政策の構築を図っていくべきだと思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○**山口水産担当技監兼水産振興課総括課長** 若手漁業者を中心とした施策の構築についての質問ですが、県では県内外から新規漁業就業者を確保するため、なりわいとしての漁業の魅力を漁業者と連携して積極的に発信していくことが重要だというふうに考えております。不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボーン宣言は、知事と漁業関係団体の長が共同で行いましたが、その式典の冒頭におきまして、例えば水産アカデミーの修了生になる若手漁業者7名が、それぞれ持っております本県の漁業の魅力とか、将来展望などを収録した動画を放映しまして、知事と参集しました漁業関係団体等が若手漁業者の意欲あふれる生の声を共有したところです。

県では、不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボーン宣言に基づく取り組みの推進に当たりまして、本県漁業の次代を担う若者が将来に希望を持って、これまで以上に活躍できるように、引き続き漁協の青年部や青年漁業者等との意見交換を継続しますし、その結果を施

策に反映するなどの取り組みを積極的に行ってまいりたいと考えています。

○千葉盛委員 新聞記事の写真だけ見ていると、いつもの漁協の組合長とか、団体の長の方々とか、顔ぶれも変わらなくて、せっかく知事もこうやっておっしゃっているので、若い人たちの政策をしっかりと入れていくようなやり方をつくっていただければと思います。今までの人たちは今までの人たちですごく努力していますし、そこにやはり新しい声というか、いろいろな若い人たちの考え方を取り入れていける環境づくりをお願いします。

次に、公正取引委員会による漁協への注意についてお伺いいたします。水産物の取り扱いに対し、漁協が組合員の生産者に全量出荷を求めたり、不当に価格決定をしたりする行為は独占禁止法違反につながるおそれがあるとして、公正取引委員会が沖縄や九州地区などの各地の漁協に注意をしていたことが報道されていましたが、岩手県においてはこれまで注意を受けた事例や、漁協が生産者の自由な取引を阻害しているような事例は発生しているのでしょうか。

また、近年は生産者がインターネットを介して小売業などと直接取引するケースもふえており、水産庁や公正取引委員会は昨年、漁協の規約などが取引の妨げにならないよう、適正取引の指針を策定していますが、各漁協に対し、この指針は周知徹底されているのかお伺いいたします。

○佐藤特命参事兼指導検査課長 公正取引委員会による漁協への注意についてですけれども、水産物の取り扱いにつきまして水産庁に確認したところ、独占禁止法違反につながるおそれがあるとして公正取引委員会から本県の漁協が注意を受けた事例はないと伺っております。

適正取引を推進するため、国では令和3年11月24日に水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドラインを作成し、通知があったことから、県では12月6日に文書で県内沿海地区漁協宛てに通知を行っております。また、国では、令和4年2月2日に県漁連や県への説明会を開催したほか、3月15日にも漁協への説明会を開催しているところです。

このほか、漁業関係団体では、漁協に対して組合員に独占禁止法に抵触するおそれがある行為を行わないように指導しているほか、県でも3月16日に漁業関係団体の研修会におきまして、各漁協に対する制度の説明を行っております。県では漁協に対し、国の定める漁協向けの監督指針に基づき指導しているところですが、不適切な取引方法などについての事実を把握した場合には、監督指針に基づいて適切に指導、助言を行ってまいります。

○千葉盛委員 共販制度を否定するわけではないのですが、こういうことが起きているのはやはり価格の問題もあると思うので、漁協を通してやってもらえる、たくさん集めて売るといのがよい点かと思うのですが、いろいろな売り方もふえてきているので、その辺は注意がないよう適正にやってほしいという意味で質問しましたので、よろしくをお願いします。



最後に、藻場の現状や取り組みについてお伺いします。近年は、冬季の海水温の上昇等の影響により、本県の藻場面積が減少しており、特に大船渡市や陸前高田地域の藻場の減少が大きく、特にこの地域の藻場回復に力を入れてほしいと思いますが、藻場の現状についてどのように捉えているでしょうか。

また、藻場の再生回復のための藻場造成、ウニの管理や除去などの取り組み状況はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○佐藤漁港課長 藻場の現状と再生に向けた取り組み状況についてであります。昨年度県が実施した調査結果では、本県の昆布と大型海藻類の藻場面積は約1,400ヘクタールで、平成27年の環境省調査結果と比較すると、約900ヘクタール減少しており、今後藻場の再生に取り組んでいく必要があると認識しております。

県では、藻場の再生に向けて、令和3年3月に策定した岩手県藻場保全・創造方針に基づき、今年度から試験的にブロックを投入し、海藻の生育状況などを調査しているほか、過剰なウニの間引き等による適正な密度管理など、漁協と漁業者等による取り組みを支援しているところであります。令和4年度は、宮古市田老地区、大船渡市吉浜地区など4地区において藻場造成等を行うため、必要な経費を当初予算案に盛り込んでいるほか、引き続き大船渡市など5地区で地元漁協等によるウニの間引きなどの取り組みを支援することとしております。引き続き海域の状況に応じて、ブロック投入による藻場を造成するハード対策とウニの間引きなどのソフト対策を一体的に推進し、着実に藻場の再生が図られるよう、市町村、漁業関係団体と一丸となって取り組んでまいります。

○千葉盛委員 藻場の造成等よろしくお祈りいたします。

今後は県としても、同じく藻場の再生に取り組んでいる隣県の宮城県初め、気仙沼市などとも一緒に連携して取り組んでいく仕組みづくりも必要だと思っておりますけれども、県の考え方や取り組みについてお伺いします。

○佐藤漁港課長 他県等との連携についてであります。昨年度本県と地形条件や漁業形態が似通っており、同様の課題を持つ宮城県の担当者や気仙沼市の漁業関係者等と藻場再生に関する意見交換などを行ったところであります。宮城県等での取り組みを参考にしつつ、本県の藻場の分布状況に関する潜水調査や、漁業関係者、有識者への聞き取り結果などを踏まえ、本県沿岸地域の状況に応じた岩手県藻場保全・創造方針を作成しております。引き続き必要に応じて藻場再生の取り組み状況や成功事例等について情報共有を行うなど、他県等とも連携を図りながら、本県の藻場再生に取り組んでまいります。

○川村伸浩委員長 それでは、この際の途中ではありますが、先ほど意見書の関係につきまして調整をいたしました。意見書の文案について検討させていただきます。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○川村伸浩委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

○米内紘正委員 これは一本化するという話で進んでいたのでしょうか。二本立てでやるというものではなかったのでしょうか。確認をお願いします。

○川村伸浩委員長 ささまざまな意見の中で、請願の受理番号第 61 号と第 63 号について部分採択の部分を含めて一本化させていただきました。

○米内紘正委員 議論の中でもあったとおり、これだと請願を提出した方の請願の趣旨を変えることになってしまっています。私も請願者の方の意見もいろいろお聞きしましたが、そもそも中止を強く求めるものではないということを何回か聞いていますし、そこで趣旨が変わってしまうものに対して、このようににここで変えてしまっているのでしょうか。

○川村伸浩委員長 皆様方の意見を踏まえ、特に受理番号第 61 号の部分採択について、強く委員の中から意見をいただき、この中に織り込ませていただいたものであります。

○米内紘正委員 午前中の議論でいうと、2本化してしまうからどうするかという議論だったので、受理番号第 61 号は部分採択、第 63 号は採択ということで、そこはもう 2本という話で進んでいたのですけれども、どのタイミングでどう決まったものなのでしょうか。

○川村伸浩委員長 今米内紘正委員から、受理番号第 61 号と第 63 号の意見書を分けて提出したほうがいいのかという御意見を頂戴したところであります。当職とすると、こういった形で一本化ということをおっしゃるわけですが、意見書をまとめるか委員各位の御意見を頂戴したいと思います。米内紘正委員から受理番号第 61 号と第 63 号、それぞれ意見書を提出すべきではないかという御発言がございましたので、委員各位の御意見を頂戴したいと思います。

○郷右近浩委員 午前中の委員長の進行におかれましては、私自身はこのような形になるという前提条件で、受理番号第 61 号と第 63 号を一緒に出したという説明を受けたと理解しております。その上で、一緒に取り扱えないかという趣旨で発言をさせていただきましたので、委員長の方から御提示いただきましたこの意見書でいいのではないかと考えております。

○ハクセル美穂子委員 委員長の提出された文面を拝見しますと、先ほどの部分採択をした部分と、受理番号第 61 号の趣旨の部分ではなくて 63 号の意見の趣旨のところは 61 号の 2 の部分だけ付け加えたものだという解釈でよろしいのでしょうか。

○川村伸浩委員長 そのとおりです。

○ハクセル美穂子委員 それでは、この意見書は受理番号第 61 号の請願趣旨の前文の制度設計がなされるよう、といったことが書かれていますけれども、そこは 63 号には入っていませんので、制度設計がなされる等、見直しをするとか、見直しはいいけれども、制度設計をちゃんと検証するとか、そういった部分はなくなっているということよろしいですか。中止すると書いていましたよね。63 号の部分の前段だということ、見直しもなしということでもいいのですよね。

○川村伸浩委員長 理由の部分に、この見直しを実施された場合という記載があります。

○**ハクセル美穂子委員** 本当にここを確認しないと意見はできないので、お願いします。理由の下には、もしかしてということを書いているということでもよろしいですか。請願の趣旨というところは、受理番号第 61 号も第 63 号も一緒ではないので、先ほどの採決では 63 号が採択となりましたので、63 号の請願の趣旨の見直しの中止を求めるといものに対して、61 号の中の 2 の部分だけを入れた請願であるという考えでもよろしいですかという確認です。

○**川村伸浩委員長** はい、そのとおりです。

○**ハクセル美穂子委員** わかりました。

○**伊藤勢至委員** ここには、宛先として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣官房長官とありますが、この人たちのところに届いたときに、受理番号 61 号か 63 号かという議論などないのです。岩手県の農業関係者の意見として、委員長が出してきているもので立派だと思います。

○**ハクセル美穂子委員** 大変恐縮ですけれども、受理番号第 61 号と第 63 号の中身が全然違うところから議論が発生していましたが、これは 63 号の中身ですかということを確認したのは、そちらの意図が大きく取られているので、それをひっくるめて、農民運動岩手県連合会の意見書とできないがために今議論をしていると私は考えております。ここをはっきりしないと、賛成するか賛成しないかということにもかかわってくるので、63 号の趣旨なのか、61 号の趣旨なのか、大きく違うところをはっきりしていただかないと採決できないと思いますので、そこをきちんとしていただきたいと思います。

○**川村伸浩委員長** この意見書の作成に当たりましては、受理番号第 63 号の見直しを中止という部分についてを意見書としております。そして、受理番号第 61 号の項目 2 についてもあわせて記載をさせていただいたところでもあります。

○**ハクセル美穂子委員** 了解しました。

○**米内紘正委員** 1 点だけ確認したいのですけれども、受理番号第 61 号の提出者の方が、内容が請願趣旨と著しく異なると言った場合は、例えば請願を取り消されたりすることになるのですか。その内容をもってこの意見書を国に上げることになると思うのですけれども、それは我々の言ったものと趣旨が違いますとなった場合はどうなるのでしょうか。

○**伊藤勢至委員** みんなで議論したのだから、自分だけということはないです。

○**米内紘正委員** いえ、農家の方です。

○**伊藤勢至委員** 全員で議論をしたので、あなた一人だけが判断していないということです。

○**米内紘正委員** 提出者の方の意見を聞かないといけません。

○**伊藤勢至委員** みんなで議論しましたと言えばいいのです。

○**ハクセル美穂子委員** いえ、違います、受理番号第 61 号ではないということだと言っていましたので。

○**工藤勝子委員** 休憩にしてください。

○川村伸浩委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○川村伸浩委員長 それでは、再開いたします。

ただいま意見書案をごらんいただきおりましたが、そのほかに御意見等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝子委員 意見書の採決をしたほうがよいのではないのでしょうか。この意見書に対して反対か賛成かしないでいいのですか。

○川村伸浩委員長 今御異議はありませんかということだったのですが、御異議があれば。

○ハクセル美穂子委員 私たちは採択されていないほうだから、異議なしでいいですよ。

○高田一郎委員 今まで、意見書案について委員会で採決するなどということはあったのですか。

○ハクセル美穂子委員 本会議でやればいいのですよね。

○川村伸浩委員長 よろしいですか。

それでは、意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

途中まで進んでおりました、この際について進めてまいります。

○郷右近浩委員 きょうは、前回の農林水産委員会に続き米価の下落対策等についてお聞きしようと思ったのですけれども、全部省略します。銀河のしずくについて、コンビニエンスストアで発売されたものを一通りいただきました。本当に食べやすく、個人的にはノリも巻いてあればいいと思いましたが、コンビニエンスストアでの銀河のしずくの販売量は年間どのぐらいと考えているか、教えていただければと思います。

○佐藤県産米戦略監 販売する種類、販売する時期等については情報はいただいておりますけれども、総数量につきましては伺っていない状況です。

○郷右近浩委員 コンビニエンスストアでの販売自体が広告宣伝のようなものから、しっかりと取り組んでいていただきたいです。米価下落対策はまだ必要で、前にお聞きしたときからもっといろいろやってほしいという思いはあっても、なかなかやれることというのは限られています。その中であって、一番根っこにあるのは、岩手県の米農家の方々がしっかりと米を作っていて、そしてしっかりとそれを販売していける環

境をつくることが何より大事だと思っております。銀河のしずくを今後、収量、作付面積を確保していくお話もお伺いしておりましたので、ぜひとも前に進めていただきたいと思います。米価下落対策であったり、今後の銀河のしずくの販売、そして岩手県の米のさらなる売り上げ、こうしたものについてどう対策していこうとしているか、お伺いします。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 県産米の販売をこれからどうしていくかというお尋ねですけれども、9月補正予算で予算措置いただきましたプレゼントキャンペーンは、大体130トン、30万人の方にお米を提供して、インターネット等を通じて御購入していただくというような取り組みですが、おおむね配付のめどがつかまして、3月末までには終わる見込みです。その上でインターネットでの注文も、キャンペーンをやる前に比べると4倍から5倍ぐらい伸びています。全体数量はこれからの取りまとめになりますけれども、そういった形で伸ばしていくということと、今回大手コンビニエンスストア、北東北3県360店舗で取り組みますおにぎりの取り組みについては、1年間を通じて行うということと、一定のサイクルの中で提供いただくおにぎりといえますか、おむすびといえますか、ノリを巻いているものとノリを巻いていないものと言いが違うのだそうですけれども、種類を変えながら1年間やっていただけるとのことなので、いろいろな形で人気が出て売れてくれば、取り扱い数量も伸びるのではないかと思います。今時点で数量を申し上げるのはなかなか難しいのですけれども、そういったことを、県産米の需要が伸びて、評価も高まるように引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○米内紘正委員 県産農林水産物の高付加価値化と販路拡大の推進についてお聞きします。これまで県は、6次産業化についていろいろな施策を進めてこられたと思うのですが、令和4年度の事業、6次産業化ネットワーク活動推進事業を含めて、その事業内容と予算額、令和3年度に比べてどういったところを重点的にやっていくのかお聞かせください。

○似内流通課総括課長 県産農林水産物の高付加価値化と販路拡大の推進に係る事業と予算額ということで、お答えさせていただきます。

これに係る事業につきましては、米内紘正委員からお話がありましたいわて6次産業化ネットワーク活動推進事業など8事業、約1億9,100万円余を令和4年度当初予算案に盛り込んだところであります。このうち、6次産業化に関するものとしたしまして、いわて地域ぐるみ6次産業化支援事業費が543万3,000円で、これは専門家の派遣によりまして、農林漁業者の新商品の開発や販路開拓、拡大の助言を行うものです。

もう一つの事業、いわて6次産業化ネットワーク活動推進事業が7,080万円で、6次産業化の取り組みに必要な加工、販売施設等の整備支援などのハード支援や、いわて6次産業化支援センターというものを設置しておりますが、これによる農林漁業者等への加工支援を行うものであります。特に来年度実施する部分につきましては、産直の売り上げがなかなか厳しい状況です。この部分につきましては、現地機関とも連携しながら重点的に取り組んで、産直の売り上げを伸ばしていくところに力を入れていこうと思っております。

○米内紘正委員 令和3年度と比べて令和4年度分の予算額はどのようになっています

でしょうか。

○似内流通課総括課長 令和3年度の予算額を申し上げますと、いわて地域ぐるみ6次産業化支援事業費が545万5,000円、いわて6次産業化ネットワーク活動推進事業費が4,233万円で、トータルで4,778万5,000円であります。今年度予算が500万円、7,000万円ですので、ハード事業の関係がありますけれども、令和4年度のほうが予算額は大きくなっております。

○米内紘正委員 大体4,700万円から7,500万円ということで、3,000万円ぐらい大きくなっているかと思えます。6次産業化については、今回いろいろな計画の中で見直しがされて、販売額の目標額も変わっていると思えます。2016年が303億円だったものが、本来であれば2020年には368億円、2021年には385億円という目標になっていたかと思うのですが、今回新型コロナウイルス感染症の影響による見直しということで、2016年303億円に対して2021年も303億円、2022年は318億円という数字になっていると思えます。このように大きく目標値が下方修正されたのはどういうことなのでしょうか。

○似内流通課総括課長 今米内紘正委員から御紹介いただきました、当初の具体的推進方策指標であります6次産業化による販売額ですが、2016年の現状値303億円を毎年約5%増加させ、2022年度には385億円を目指すことで設定したところであります。その後、昨年2月に政策企画部から、政策推進プランの指標の見直しに向けた新型コロナウイルス感染症の影響を報告するよう依頼がありまして、昨年2月と6月に県内の主要な農産物直売所を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響を調査したところであります。県内各地域で、地域バランスも見ながら、50施設にヒアリングを行ったところでありますけれども、1施設を除きます49施設で来客者が減少しているということ、あと売上額もコロナ禍前の7割から9割になるという回答でありました。この回答結果を踏まえて政策企画部と協議しまして、コロナ禍の長期化により今後の販売額が低調となる可能性があるかと判断いたしまして、2021年度の目標値の368億円を2020年の実績値303億円に引き下げまして、2022年度の目標値はその303億円から当初の計画であります5%増ということで、318億円と修正したところであります。

○米内紘正委員 産直がメインになっているかと思うのですが、6次産業化による販路の拡大で何を目標にするかという、こういった危機が訪れたときのリスクヘッジとして、そういうところに頼らずにいろいろなところに販路を拡大して、農家の方の売上げが減少しないで済むようにするための政策だと思います。それが新型コロナウイルス感染症の影響で産直の売上げが落ちてしまいました、目標も下げてしまいましたでは、本来はその部分をカバーするために何かを考えなければいけないのに、そこに合わせた修正になってしまっていると思うのです。

昨年の日本から国外への農産物の輸出額は1兆円を超える過去最高額になっていたり、いろいろな販売チャンネルが今ふえているのです。せっかく6次産業化商品まで開発したのだから、その販売経路をふやすことがこの事業の目的ではないかと思えます。そして、

予算額はふえています、これはふやしていいと思うのです。ですが、せっかく販売経路をふやすのに、産直だけに固執しています。産直ももちろん大切なのですが、このように何かあったときに、ほかの手段も用意するのがこのプロジェクトの本質的な目標だと思っております。例えば、輸出も申し上げましたけれども、ふるさと納税も今インターネットを通じて盛り上がっています。北海道では全体で970億円ぐらい、約1,000億円のふるさと納税があるのですが、岩手県は110億円ぐらいなのです。農産物の販売経路として、やはりそういったところも含めて、いろいろふやしていかなければいけないと思うのです。また、予算特別委員会の総括質疑のときも輸出額のことを聞きました。青森県と比べましたけれども、青森県が190億円に対して岩手県が36億円、40億円弱というところですが、青森県はリンゴの売り上げが100億円あるということでしたけれども、リンゴの売り上げを除いても輸出額が岩手県の倍あるのです。そういった人口減少に影響を受けない域外の市場に対する販売戦略が本当に大切だと思っているのですけれども、この辺について、産直の部分しか出ていませんが、今考えていることとか、今後どうしていくかを、輸出戦略までいってしまうと難しいかもしれないのですけれども、そちらもあわせて考えているところを教えてください。

○似内流通課総括課長 米内紘正委員から販路についてのお話がありました。我々としたしましても、最近でいいますと新型コロナウイルス感染症感染拡大による消費者の購買行動の変化に対応して、消費者、実需者ニーズに対応した新商品開発でありますとか、新たな販売方式の導入などに取り組むことが重要であると認識しております。

また、販路については、今米内紘正委員からお話がありました域外ということで、市場流通もそうですし、市場価格に左右されない飲食店など実需者との直接販売に取り組みまして、国内、国外あわせて多様な販売先を確保していくことが必要だと考えております。

具体的な戦略というところですが、県ではこれまでいわて県民計画(2019~2028)の中の第1期アクションプランに基づきまして、例えば国内外の市場関係者向けのトップセールス、あるいは量販店、飲食店でのフェア、あるいはレストランのシェフ等を対象とした産地見学会などを実施してきたところでもあります。輸出に関しましては、予算特別委員会の総括質疑でもお話ししましたとおり、米、リンゴ、牛肉などを重点品目と位置づけまして、アジア、北米地域をターゲットに輸出拡大に向けた取り組みを進めております。

このような取り組みに加えまして、コロナ禍を踏まえた新たな取り組みといたしまして、例えば県外の市場、首都圏になりますけれども、県産食材の活用に積極的な、岩手県で登録のお願いをしております「黄金の國、いわて。」応援の店というのが首都圏を中心にありますけれども、そこで例えばデリバリー、テイクアウトメニューなどを提供するいわて食でつながろうフェアの実施でありますとか、海外市場では、日本国内同様、自宅での調理や食事の機会が増加しているということで、例えば現地販売事業者との連携によりSNSを活用した県産品のライブ販売会の開催でありますとか、現地の料理教室との連携により県産食材を使ったレシピ動画の配信など、新しい取り組みも進めております。コ

コロナ禍の状況等も踏まえながら、引き続き本県が誇る安全、安心で高品質な農林水産物の販売促進を国内外において戦略的に進めていきたいと思っております。

○**米内紘正委員** 来年度はアクションプランの見直し等もあると思いますが、そこにひもづく活動内容で、商品PR発表会の開催目標2回とか商品開発目標20件とあり、達成できているのですけれども、そもそもそれが目標値としてどうなのかというところを見ていただきたいです。また、今お話しされた、SNSを使ったり東京の現場を使うというときも、岩手県の方は全部独自でやろうとしてしまうのです。独自にやろうとすると、やっていますと言えるのですが、なかなか難しいのです。なので、既存のネットワーク、ネットショップにしてもSNSにしても、なるべく既存のネットワークに乗せて、その経費を抑えながら最大限に成果を生み出すような手だてを少し話し合っ、具体的にさせていただけたらと思います。

○**高田一郎委員** 果樹の気象災害への対応について幾つか質問いたします。

昨年は、果樹農家はひょうとか霜被害とか大変大きな影響を受けて、相当な減収となりました。県も補正予算を措置してさまざまな支援も行ったのですけれども、収入保険への加入促進とか、防霜ファンの導入も必要だとか、技術的な支援も必要だとか、さまざまな議論もされました。昨年の被害を受けて、霜被害は自然災害ですけれども、対策を打てば最小限に被害を食い止められると思いますので、昨年の大きな被害を受けて、どのような対応を進められようとしているのか伺います。

○**荻内農業革新支援課長** 霜害防止対策についてであります。昨年の凍霜害は3月から気温が高く、果樹の生育が早まったことが主な要因であったところです。現時点で果樹の生育は平年並みと見込まれますが、今後の気象予報では気温が平年並みから高めとなっていることから、先週17日に農作物技術情報を発行し、生産者等への注意喚起を行っているところです。具体的には、園地内温度を高めるための燃焼資材の準備、防霜ファンやスプリンクラー設備の点検整備、園地内で冷気の流れをせきとめるような障害物の除去等の対策を指導しております。さらに、県では気象災害対策など、緊急性の高い情報を迅速に提供するために、令和3年12月から農業者や関係機関を対象としたメールサービスを開始しておりまして、このメールサービスを活用するなど、速やかな情報提供による霜害防止対策の徹底を図ってまいります。

○**中野団体指導課総括課長** 収入保険の関係の対策です。県では、6月補正予算事業によって、制度のわかりやすい解説や実際に補償された事例などを掲載したリーフレットの配付等を行うとともに、新聞広告などを通じて広く農業者に制度の周知に努めてきたところです。

また、収入保険の加入促進に当たっては、制度の周知に加え、加入要件である青色申告者の制度の普及を図り、加入者の裾野を広げる取り組みも大切であると認識しているところです。令和4年度につきましては、青色申告及び複式簿記についてのセミナーを開催いたしまして、新たに青色申告に取り組もうとする農業経営体に、その普及と収入保険加入



の促進を図ることとしております。加えまして、農業共済組合では、加入の推進協議会を構成するJAの果樹等の生産部会を通じた周知や戸別訪問により、農家等への普及を図ることとしております。県では、引き続き市町村等の関係機関、団体と連携いたしまして、農家等への収入保険の加入促進に取り組んでいく考えです。

○高田一郎委員 昨年の被害は、非常に気温が上昇して生育が早まったということなのでしょうけれども、今後地球温暖化の関係もあって、恐らくこういう霜被害、凍霜被害のリスクが高まるので、霜対策をさらに強化すべきではないかと思うのですが、その点についてはどのような御見解を持っているのかお伺いします。

○小原農業普及技術課総括課長 リスクをヘッジするための恒常的な対策もというようなお話かと思えますけれども、昨今の気象状況を見ますと、3月の気温が高くて、4月が普通ということで、どうしても生育が早まることによるリスクが高まっているということです。こういった対策については、恒常的な対策としては、防霜ファンとか、スプリンクラーの設置といったものが考えられますけれども、いずれも設置に係る経費等々がかかるので、そういった設置に係る補助事業もありますけれども、恒常的な対策につきましては、経営判断も含めまして、対応を考えていただくということが一つです。

また、そういった気象災害が予想される場合に、いかにそういった対策を迅速にできるかということで、対策や気温の低下が予想される場合の情報をいかに生産者の皆様方にお伝えでき、対策を講じていただけるかということが大切と考えておりますので、今後は恒常的な対策のほかに、対応策についてしっかりと情報をおつなぎするということを強化してまいりたいと思います。

○高田一郎委員 対策を強化していきたいというお話でありますし、やはり地球温暖化の関係で果樹に対するさまざまな被害も拡大しております。ぜひ対策をさらに強化していただきたいと思います。

実は昨年も凍霜害が起きることを予測して、県も情報発信をして、霜だまりの解消とか、燃焼法による防止とか、防霜ファン対策とか、散水氷結法とか、さまざまな防止対策を喚起していたのです。情報発信もきちんとやられていたのでしょうかけれども、結果として大きな被害になってしまいました。県南部などでは小玉が多く、贈答品にできるものはほとんどなくて、すぐ直売が終わってしまったと嘆いています。情報をきちんと発信すると同時に、JAの職員も含めて普及員の皆さんが現場に足を運んで、きちんと情報提供して、財政的な支援も含めて、防霜対策が本当にできるような対応が必要です。防霜ファンといってもなかなか高額で対応できないとか、燃焼法といっても実際にはどれだけの人たちがやられているのかというような問題もあります。技術的な情報を出しても、被害が発生するのがわかりながら対策が取れないのが、昨年の課題だったのではないかと思います。

そういう点で、岩手県内でもどれだけ感度が高いかわかりませんが、予測装置もありますし、また福島県では自動観測装置があって、かなり前から被害の発生を予測して、必要な対策を早めにとることができるような対応も行っていますので、さらなる取り組み

の強化をお願いしたいと思います。その点について何かコメントがあればお願いします。

○**小原農業普及技術課総括課長** 気象災害ですので、予想のレベルといえますか、精度とをいかに上げていくかということと、それが早く現場に伝わって、可能な限りの対応策がいかに取れるかということが重要だと考えております。実際に、例えば燃焼資材等を準備するための時間とか経費とか、さまざまな課題はあるわけですが、気象災害の予想につきましては季節ごとの予想と、台風などの突然来るものとありますけれども、凍霜害につきましては3月中からその年の予想を踏まえながら、ことしも中旬にはしっかりと防霜対策しましょうという情報を投げかけさせていただいております。こういった意識を、普及員のみならず、営農指導員、そして農家としっかりと共有しながら形にしていくことが重要と思っておりますので、そういった取り組みを今後しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○**高田一郎委員** わかりました。よろしくどうぞお願いいたします。

最後に、中山間地域等直接支払制度についてお聞きします。これは、自治体によっては交付金が翌年度になってから各集落組合に入金になりますが、実際は4月から活動が行われているので、立てかえも行われているという状況です。やはりこれについて改善を求める声もあって、私も以前からその改善を求めてきたところでもありますけれども、改善にならないのか、また県内市町村ではどのような対応がされているのかお伺いいたします。

○**中村農業振興課総括課長** 中山間地域等直接支払交付金の支払いの時期の関係です。県で例年5月以降に市町村に対しまして、交付手続の時期についての要望調査を実施しております。市町村の希望に基づいて、7月以降順次交付、あるいはさらにその先の8月以降であれば、市町村から集落への手続が進んでいるということです。先ほど高田一郎委員から御指摘がありまして、実際の支払いについては2月、3月の時期になっているところもあるやに聞いておりますが、早期支払いが可能になっておりますので、速やかに交付できるように通知を出しております。例えば交付事務を複数回に分けるのは大変であるとか、あるいは協定の面積が途中で変わったりするなどのいろいろな事情があり、協定数が多ければ多いほど、市町村の手続は煩雑化しておりますけれども、早期支払いにつきましては市町村に対してしっかりと話しておりますし、引き続き適切な時期に交付金が支払われるように、市町村に指導してまいりたいと考えております。

○**高田一郎委員** 今のお話ですと、早期支払いできるように、各市町村にいろんな通知を出しているということです。早期交付は可能だということですが、一関市では2月10日に入金になり、そこから立てかえた分を支払わなければいけないということで、この改善を求める声も出ているのですけれども、県内の市町村によっては早期支払いをやっている自治体があるということなのでしょうけれども、その実態はどうなっているのですか。

○**中村農業振興課総括課長** 協定数によって市町村の事務手続の量が違ってきておりますが、実際に市町村から集落協定に届く時期といたしますと、8月から支払われている事例があります。

○高田一郎委員 県は、早期に対応しているけれども、あとは早期の支払いは市町村の判断ということだと思いますので、そこは了解いたしました。

最後に、先ほどの水田活用の直接支払交付金にかかわる問題ですけれども、この間の予算特別委員会の議論の中で、中山間地域等直接支払交付金については、交付単価は水田から畑地になっても全然変わらないという答弁でありました。それはそれでいいのですけれども、心配しているのは、固定資産税についても農地はどちらかという現況主義ですよ。そして、水田活用の直接支払交付金については、5年たったら水田ではないという流れですよ。そして、中山間地域等直接支払金についても、5年たったら水田ではないとなるのが大変心配なわけです。中山間地域等直接支払制度は変更ないというのは、国からのきちんとした通知があるのですか。口頭での確認なのですか。この点をお聞きしたいと思います。

○中村農業振興課総括課長 中山間地域等直接支払交付金と水田活用の直接支払交付金との関係ですけれども、直接国に口頭でも確認をいたしましたし、あるいはQ&Aの中でも、中山間直接支払制度は水張りしている、していないにかかわらず、畦畔があつて、かん水機能があれば田とみなすということで、そこに対して多面的機能の観点からお支払いをしているものですので、畦畔が一定程度そのままあつて、機能を有しているのであれば、そこが草地になつても、あるいは別な作物を植えたとしても、それは田とみなして、中山間地域等直接支払制度の対象になると確認しております。

○川村伸浩委員長 この後、質疑を予定している委員が1名いらっしゃいます。質疑を続行したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 それでは、御協力をよろしくお願いいたします。

○上原康樹委員 大槌町でのサケ・マス類養殖事業について伺います。

この事業は4月1日に本格スタートすると伺っております。大手水産メーカー日本水産株式会社の子会社が地元の皆さんと協力して事業の中心を担うということですが、岩手県はどのように連携して事業に当たるのか、現在の準備状況も含めて御説明ください。

○山口水産担当技監兼水産振興課総括課長 大槌町でのサケ・マス類の養殖事業についてですけれども、大槌地区では新おおつち漁業協同組合の法人組合の企業が令和4年度の海面養殖でギンザケ300トン、トラウトサーモン150トン、計450トンの生産を計画していると聞いております。県内では、このようにサケ・マス類の海面養殖の生産規模が拡大していきまして、当面の優先課題が海面養殖用種苗の確保と認識しておりますので、県では令和4年度の当初予算案に、さけ、ます海面養殖イノベーション推進事業によりまして、大槌地区も対象にしました種苗の安定供給に向けた体制づくりなどに取り組むこととしております。関係機関と連携しながら、県内での種苗の安定供給に向けた体制の構築を目指したいと考えております。

○上原康樹委員 種苗の安定確保が大きな課題だと思うのですけれども、その安定確保の

ためにどのような方策を取っていますか。

○**山口水産担当技監兼水産振興課総括課長** 令和4年度に計上しています。まず海面養殖イノベーション推進事業では、実施機関は岩手県内水面水産技術センターですが、連携する機関である岩手県内水面養殖漁業協同組合で種苗生産を行うことと、大槌町の建設業者等で構成している大槌復光社協同組合がトラウト等の中間育成ということと、弓ヶ浜水産株式会社が海面養殖をするということですので、そこがうまくいくように種苗の流れを協議しまして、進めることとなります。

○**上原康樹委員** その辺のルート確保は大変だと思います。頑張ってくださいと思います。

このサケ、マスの養殖というのは、調べてみますと日本全国に存在してしまっていて、大変な競争状態になっているということです。お隣の宮城県では、岩手県と比べものにならないぐらいの生産量を誇っているということなど、ライバルがたくさんいる中で、例えば地元大槌町では大槌のサケ・マス類など、岩手県はブランド確立のために、技術面、販売面からどのような作戦を立てているのでしょうか。

○**山口水産担当技監兼水産振興課総括課長** ブランドの確立についての御質問ですが、現在、令和2年度に輸入品も含めまして国内のサケ消費量は約33万トンあります。半分以上が輸入品に占められておりますが、国内生産のうち、岩手大槌サーモンの生産量が、令和3年で319トン、県内の全ての養殖サケを合わせても569トンしかなく、本県の全国における消費量に占めるシェアというのは、まだ今のところ0.2%しかないということになっております。

よって、本県のサケ・マス類の海面養殖の優先課題は生産の拡大と考えており、そのため県では県内の種苗の安定供給に向けた体制づくり、岩手オリジナルの海面養殖用種苗の開発などに取り組みまして、競争力の高いサケ・マス海面養殖を展開しまして、本県の新しい漁業、養殖業を積極的に推進していきたいと考えております。

○**上原康樹委員** 多くは首都圏などの大消費地へ送られるということですがけれども、やはり地元岩手県の人たちの応援といいますか、岩手県の人たちにも食べてもらいたいものです。養殖されたサケマスはどんな味がするのだろうか、どんなものなのか、県民も知りたがっていると思いますが、岩手県の人々の口に入るようなルートはあるのでしょうか。

○**山口水産担当技監兼水産振興課総括課長** 養殖したサケを岩手県の人たちに食べてもらう取り組みについてですが、例えば大槌町では昨年6月に大槌サーモン祭りを開催しまして、サーモンの試食や販売会を通じて地元の人に周知を図っております。

一方、県では、沿岸広域振興局が令和3年度から県内で出荷が開始しましたサーモンの県内の消費者への周知を図るために、いわて県産サーモンPRキャンペーン事業を展開しております。今後も引き続き、このような地元でのイベントやキャンペーン事業等を通じまして、県内の消費者にも向けました県産サーモンの認知度向上と消費の拡大を進めてまいります。

○**上原康樹委員** サケ、マスを育てて、今度は後継者、若い人たちを育てる番だと思うのですが、地元の水産高校である県立宮古水産高校の生徒も大変関心を示していると伺いました。手応えはいかがですか。

○**阿部漁業調整課長** 新しい水産業の働き手ですが、県では水産学や海洋学などを専門に学ぶ水産系の高校の生徒には、本県の漁業に就業していただきたいと考えているところです。このため、水産系高校の生徒を対象とします漁業体験や水産教室に取り組んでいるところでして、そのほか進路指導の担当の教員と連携しまして、県内における漁業の求人情報の共有などに取り組んでいるところです。令和2年度の新規漁業就業者は48名おりますが、この中には水産系高校の卒業生8名が含まれている状況です。

本県としましては、サケ・マス類の海面養殖を営む漁協等は地元からの雇用を必要としていると認識していますので、今後とも漁業体験等の現場として、新たにサケ・マス類の海面養殖を加えるなど、水産系高校の生徒の就業意欲の醸成に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○**上原康樹委員** たくましい成長を期待させていただきます。

○**川村伸浩委員長** ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**川村伸浩委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

本日は、今年度最後の委員会となりますが、阿部技監を初め、多くの方が御退職されますほか、このたびの人事異動により異動される方も多くおられます。長い間、大変ありがとうございました。

ここで、代表して阿部技監から一言お願いしたいと思います。

○**阿部技監兼漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** このような場で最後にお話しさせていただくことに関しまして、委員長並びに委員の皆様に感謝申し上げます。

私は、岩手県に36年在籍いたしましたけれども、平成23年3月11日以降、水産業の基盤である漁港、漁場、漁村等の復旧、復興にずっと携わってまいりました。水産業の復旧、復興に当たりましては、会派問わず、前向きな御意見や御助言、時には大分叱咤もいただきましたけれども、岩手県議会の皆様には多大なる激励をもって復旧、復興を後押ししていただきました。大変感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。おかげさまで漁港を含めた水産業関係の復旧、復興は、一部残っているものはありますけれども、ほとんど完了しております。しかしながら、御承知のとおり、近年の水産業は非常に厳しい状況となっております。今後水産関係団体と緊密に連携して、本県水産業の再復活を図っていかねばならないと思いますので、委員皆様方におかれましては引き続き水産業、ひいては農林水産業の振興に御支援、御助言等いただければ幸いと考えております。

長い間、いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

○**川村伸浩委員長** 皆様の新天地での御活躍を祈念申し上げます。

それでは、執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、調査項目については、林業技術センターにおけるアミガサタケの人工栽培の取り組みについてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和4年度農林水産委員会調査計画（案）のとおり実施することとしたいと思いますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点に鑑み、状況を見極めながら対応することとしたいと思います。

つきましては、調査実施の有無も含め、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、調査計画に変更があった場合には、追って通知することといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。